

平成 29 年度版

目黒区心身障害者（児）緊急時等見守り事業利用の手引き

目黒区健康福祉部障害福祉課

目 次

	ページ
1 緊急時等見守り事業とは	1
2 利用できる人	1
3 利用できる場合	1
4 助成内容	2
5 助成対象利用時間数と時間の計算方法について	2
6 指定介護人について	2
7 事業所について	2
8 利用報告から助成金請求までの流れ	3
9 脳性麻痺もしくは進行性筋萎縮症の方が利用する場合	4
10 医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイトを利用したい場合	4
11 保険について	4
12 緊急時等見守り事業実施時に事故が起きた場合の対応	4
13 個人情報保護について	4
14 不正行為の禁止	4

1 緊急時等見守り事業とは

目黒区心身障害者（児）緊急時等見守り事業は、主たる介護者の一時的な不在等により、在宅での心身障害者（児）が、緊急かつ一時的に日常生活を営むことが困難となった場合に、利用できる事業です。

介護者又は障害者（以下、「利用者」）が、指定介護人又は障害福祉サービス事業所（以下「事業所」）に、居宅での見守り等を依頼し、謝礼又は利用料金を支払ったものに対し助成を行います。

〔謝礼：指定介護人に支払うもの
利用料金：事業所に支払うもの〕

*平成29年度から目黒区障害福祉課が目黒区社会福祉協議会に事業を委託して実施します。

2 利用できる人

次の（１）～（３）のすべてが「はい」の方が利用できます。

（１）区内居住の65歳未満ですか。 はい いいえ

（２）次のいずれかに該当しますか。 はい いいえ

・身体障害者手帳1・2級

・愛の手帳1～3度

・脳性麻痺の方

・進行性筋萎縮症の方

（後述「9 脳性麻痺もしくは進行性筋萎縮症の方が利用する場合」を参照）

（３）医学的管理下において保護する必要がありませんか。 はい いいえ

医学的管理下とは、「経管栄養、導尿、吸引、酸素療法」です。 （必要ありません） （必要です）

3 利用できる場合

（１）介護者が、障害者（児）の三親等以内の親族の葬祭もしくは病氣見舞いによる外出のため、一時的に在宅での見守り等が必要な場合

（２）介護者が、介護者又は同居の家族の疾病等により病院等を受診するため、一時的に在宅での見守り等必要な場合

（３）介護者が、官公署等への相談、手続又は同居の家族の学校行事等出席により外出するため、一時的に在宅での見守り等が必要な場合

（４）医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイトを実施する場合

（５）その他区長が認める場合

〔レスパイトとは…
休息、休養。一時的に介護を代替することで、
介護者に休息を取ってもらうこと。〕

◆平成29年度からの変更点◆

① 同日に他の障害福祉サービス（福祉工房への通所、居宅介護、移動支援等）を利用した場合にも、この緊急時等見守り事業が利用できます。【28年度は同日利用不可】

② 「医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイト」が新たに加われました。【29年度新設】

③ 「障害者本人がボランティア団体等主催の社会体験活動で区が認めるものに参加する場合」と「障害者本人が余暇活動に参加する場合で移動支援での対応ができないとき」は、29年度からは利用できません。【29年度から対象外】

4 助成内容

- (1) 指定介護人に依頼した場合 (※後述「6 指定介護人について」参照)
利用者が支払った謝礼に対して、1 時間につき 1,000 円の助成
- (2) 事業所に依頼した場合 (※後述「7 事業所について」参照)
利用者と事業所で契約を結び、その契約に基づいた利用料金に対して、1 時間につき 1,000 円の助成

5 助成対象利用時間と時間の計算方法について

- (1) 助成対象利用時間
 - ① 1 ページ目の3(1)~(3)のみ利用する世帯 1 世帯 年間 30 時間まで
 - ② 在宅レスパイトも利用する世帯 1 世帯 年間 50 時間まで
- (2) 時間の計算方法 30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げで計算。
(例：9:00~11:15→2 時間。9:00~11:45→3 時間。)

6 指定介護人について

心身ともに健康で障害福祉行政に理解と熱意のある、18 歳以上の方。

利用者が、指定介護人としてご協力いただける人を探して、事業の趣旨を説明し、見守り事業にご理解いただける人を「指定介護人」として社会福祉協議会へ届出します。

■指定介護人に依頼する際の注意事項等

- (1) 障害者（児）の三親等以内の親族の方は、指定介護人になれません。
- (2) 利用者は、指定介護人に以下のことについて説明し、あらかじめ了承を得てください。
 - ① 指定介護人の住所、氏名、生年月日、電話番号等を社会福祉協議会で登録すること。
(加入する保険の関係で登録する必要があります。)
 - ② 緊急時等見守り事業の利用について疑義が生じた場合は、社会福祉協議会又は区から指定介護人に連絡・確認する場合があること。
 - ③ 実施報告兼領収書は、指定介護人が作成すること。
(1 回の利用につき 1 枚必要。何日間か連続して実施する場合でも、実施報告書兼領収書は分けて作成するよう指定介護人に依頼すること。)
- (3) 翌年度も同じ指定介護人に依頼する場合にも、毎年度、届出を提出してください。
- (4) 指定介護人への謝礼は、原則 1 時間につき 1,000 円です。指定介護人への謝礼は、利用者が直接支払ってください。

7 事業所について

利用者が任意に選んだ、東京都の指定を受けた居宅障害福祉サービス事業所を利用することができます。

事業所に依頼する場合、利用者と事業所が自費契約を締結することになります。

■事業所を利用する際の注意事項

- (1) 利用料金は、各事業所が設定した金額になります。一律料金ではありません。
(例えば、1 時間の利用料金が 2,500 円の場合、そのうちの 1,000 円は助成金を支給し、残りの 1,500 円は自己負担となります。)
- (2) 利用料金は、利用者が直接事業所に全額支払ってください。
- (3) 利用料金の支払い方法は、利用者と事業所で決めてください。
(例：前金で支払いする、月末に一括で口座引き落とし等。)
- (4) 実施報告兼領収書は、事業所が作成します。1 回の利用につき 1 枚必要です。
数回分をまとめて領収した場合でも、分けて作成するよう事業所にお問い合わせください。
ただし、内容が確認できるものであれば、事業所独自の用紙を添付して「実施報告兼領収書」の押印を省略することも可能です。

◆事業所の利用について、平成 29 年度からの変更点など◆

- ① 28 年度までは、区が契約した特定の事業所しか利用できませんでした。
29 年度からは、特定の事業所に限らず、利用者が依頼したい居宅の障害福祉サービス事業所が、この緊急時等見守り事業にご協力いただける場合、その事業所を利用することができます。
- ② ただし、この緊急時等見守り事業は、目黒区独自の事業であるため、特に区外の事業所からはどのような事業であるか説明を求められることがあります。その場合には、この手引きや Q & A を活用して、事業所に理解してもらうようお願いします。

8 利用報告から助成金請求までの流れ

緊急時等見守り事業の利用後は、以下 (1) → (2) → (3) → (4) の流れとなります。

(1) 利用報告

利用者は、以下の書類を社会福祉協議会に提出します。

- ① 様式⑦「実施報告兼領収書」
- ② 様式⑧「利用報告書」
- ③ 利用内容が確認できる書類（医療機関受診の診療報酬明細、学校行事の案内等の写し）
* 確認できる書類が何も無いときには様式⑨「利用申立書」を提出。

【例月の報告書×日】 随時、提出してください。【※】

【提出期限】 平成 30 年 2 月 28 日 (水)

* 3 月利用分は、利用後、随時速やかに提出すること。

(2) 社会福祉協議会での審査・助成金支給決定通知の発送

- ① 利用者の方から送付された書類をもとに、社会福祉協議会で利用内容を審査します。
- ② 審査の結果、助成金の支給対象と認められる利用について、様式⑩「助成金支給決定通知書」を利用者あて送付します。

【※】社会福祉協議会での審査にあたり、利用日からあまり月日が経ってしまうと、内容確認などの点検が困難になりますので、(1) の利用報告は、年度末にまとめて一括提出にならないようお願いします。利用の都度、提出をするか、何回か利用して一定程度まとまった分を速やかに報告してください。

(3) 助成金の請求

社会福祉協議会から「⑩助成金支給決定通知書」が送付された利用分について、利用者は「⑪助成金請求書」を作成し、社会福祉協議会へ提出します。

* 複数の利用分の「⑩助成金支給決定通知書」をまとめて「⑪助成金請求書」を作成することも可能です。

【例月の請求書受付×日】 毎月 5 日（5 日が休日の場合は、翌営業日まで）

* 助成金は請求をした月の月末までに振り込まれます。

【最終提出期限】 平成 30 年 4 月 5 日 (木) 必着

* 最終提出期限を過ぎた請求内容はお支払できません。

(4) 助成金の振込

利用者から届いた「⑪助成金請求書」に従って、社会福祉協議会が利用者の口座へ助成金を振り込みます。助成金額から振込手数料を差し引いた金額が振り込まれます。

* 振込手数料は、利用者負担となります。振込先金融機関によって手数料が異なります。

振込先金融機関	手数料	例：助成金の決定金額が 10,000 円の場合
目黒信用金庫	216 円	10,000 円 - 216 円 = 9,784 円が振り込まれます。
その他の金融機関	648 円	10,000 円 - 648 円 = 9,352 円が振り込まれます。

9 脳性麻痺もしくは進行性筋萎縮症の方が利用する場合

- ① 身体障害者手帳に脳性麻痺等の記載がある場合
登録及び利用申込み時に手帳を持参するか、写しを添付してください。
- ② 身体障害者手帳に脳性麻痺等の記載がない場合
障害福祉課身体障害者相談係（電話 03-5722-9850）へお問合せください。障害福祉課身体障害者相談係で、障害者（児）の状況を確認し、利用対象者に該当する場合、様式②「利用対象確認書」を発行します。

10 医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイトを利用したい場合 次のとおりの手続きとなります。

- (1) 障害福祉課身体障害者相談係（電話 03-5722-9850）へお問い合わせください。
- (2) 障害福祉課身体障害者相談係で、障害者（児）の状況を確認し、重症心身障害者（児）に該当するかどうか、確認をします。
- (3) 重症心身障害者（児）に該当する場合、障害福祉課身体障害者相談係で、様式②「利用対象確認書」を発行します。社会福祉協議会へ利用登録及び利用申込を行う際に、この「利用対象確認書」を提出してください。

◆注意点等◆

- ① 重症心身障害者（児）とは
重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者（児）をいいます。国において明確な判断基準はありませんが、一般的に大島の分類という方法を用いて判断します。
- ② 障害者（児）の状況を確認する必要があるため、「利用対象確認書」の発行に時間がかかる場合があります。
- ③ 年度ごとの申請となるため、利用する場合には、毎年度、「利用対象確認書」の手続きをする必要があります。
- ④ 重症心身障害者（児）に該当しない場合には在宅レスパイトは利用できません。

11 保険について

社会福祉協議会で保険に加入します。保険会社へ個人情報（氏名、住所、年齢等）の提供が必要になります。情報提供しない場合にはお申し出ください。ただし、その場合には保険は適用されません。また、区及び社会福祉協議会は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

12 緊急時等見守り事業実施時に事故が起きた場合の対応

すぐに目黒区社会福祉協議会（電話 03-3714-2841）及び利用者の緊急連絡先等へ連絡してください。

13 個人情報の保護について

緊急時等見守り事業の関係者（利用者、指定介護人及び事業所）は、事業の利用・実施にあたり、個人の人権を尊重し、その身上及び家庭に関して知り得た秘密、個人情報等を厳守してください。利用者及び指定介護人の立場でなくなった後も同様です。

14 不正行為の禁止

見守り等の提供の際に不正な利用等がある場合は、社会福祉協議会へ連絡してください。利用及び助成金の請求に不正があった場合、利用を取り消し、助成金についても返金を求める場合があります。

(× ㄷ)

【書類の提出先】

〒153-0051
目黒区上目黒2丁目19番15号
目黒区総合庁舎 別館3階
目黒区社会福祉協議会 障害福祉サービスセンター あて

【問合せ先】

緊急時等見守り事業の登録、利用、報告、請求等について
○目黒区社会福祉協議会 03-5708-5791

医療的ケアを要しない重症心身障害者について
○障害福祉課身体障害者相談係 03-5722-9850

緊急時等見守り事業制度全般について
○障害福祉課障害福祉給付係 03-5722-9254